

背景

国土交通省と警察庁は共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を平成 24 年 11 月に策定し、地域の課題やニーズに対応しつつ、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、面的な自転車ネットワーク計画(以下、「計画」という)を策定することを推進しています。

この度平成 25 年 4 月時点の全国の市区町村<sup>\*1</sup>における計画の策定状況等を取りまとめ<sup>\*2</sup>したので、お知らせします。

\* 1 東京電力福島第一原子力発電所事故により H25. 4 現在で警戒区域に指定されていた市区町村を除く全国の市区町村を対象。

\* 2 全国の市区町村に対し実施したアンケート調査のとりまとめ

とりまとめ概要

調査結果の概要は以下のとおり

1. 自転車ネットワーク計画(以下、「計画」という)の策定状況

- 計画を策定した市区町村は昨年度から 1.5 倍に増加(36→53 市区町村)。
- 計画の検討に着手済み<sup>\*1</sup>の市区町村の割合は、「全市区町村」では 7%(119 市区町村)、「市街地のある<sup>\*2</sup>市区町村」では 14%(117 市区町村)。 →参考資料 2 P1
- 計画の検討に着手済みの市区町村は昨年度から 1.1 倍に増加(109→117 市区町村)。
- 昨年度、「今後検討予定」、「検討を考えていない」と回答していた市区町村のうち 23 市区町村が新たに計画策定の検討に着手。 →参考資料 2 P2
- 「自転車利用が多い<sup>\*3</sup>、もしくは自転車に関連する事故が多い<sup>\*4</sup>、市街地のある市区町村」のうち計画の検討に着手済みの市区町村の割合は 33%(41/126 市区町村)。
- 「自転車利用が多く、かつ自転車に関連する事故が多い、市街地のある市区町村」のうち計画の検討に着手済みの市区町村の割合は 48%(51/106 市区町村)。 →参考資料 2 P3, 4

\* 1 : 検討に着手済みとは、「計画策定済み」、「計画検討中」、「検討開始に向け準備中」と回答したものと定義。

\* 2 : 「市街地のある」とは、DID を有すると定義。

\* 3 : 自転車利用が多いとは、自転車分担率×総人口が上位 20%(DID を有する市区町村のうち)。

\* 4 : 自転車に関連する事故が多いとは、道路延長あたりの自転車に関連する事故件数が上位 20%(DID を有する市区町村のうち)。

2. 昨年度から計画の検討が進捗した理由

- 昨年度、計画の検討に着手していなかったが、計画の検討が進捗した市区町村のうち半数以上は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(以下、ガイドライン)」の発出を理由として挙げています。
- ガイドラインの記載内容のうち、特に参考になった内容としては、以下が挙げられています。

「自転車通行空間の計画・設計手法」  
 「具体の整備形態(空間的制約の対処等)」  
 「ネットワーク計画の必要性」 など

→参考資料 2 P5

### 3. 計画の検討に着手していない理由

○計画の検討に着手していない主な理由は、以下が挙げられています。

「自転車通行空間を整備する余地がない」  
「自転車利用、自転車事故が少ない」  
「幹線道路や歩道等の整備中心」 など

→参考資料 2 P6

### 4. 国に求める支援について

○計画の検討に着手した市区町村は、様々な支援を国に求めています。

国に求める主な支援内容としては、以下が挙げられています。

「財政的支援」  
「他の自治体の事例紹介」  
「自治体担当者向け勉強会・講習会」 など

→参考資料 2 P7

## 今後の取組の方向

○安全で快適な自転車利用環境の創出に向けて、地域の取組を支援しつつ、各地域における計画策定やその整備を推進していく予定です。

具体的には、①空間制約がある上で自転車通行空間を確保する手法を提示したガイドラインの更なる周知、②計画策定・自転車通行空間整備等の事例の収集・公表、③自転車の利用状況や自転車関連の事故データ、計画の策定状況等の公表、④自治体担当者向けの勉強会・講習会の開催などを行っていく予定です。